

バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額申告書

令和 年 月 日

(申告先)

北栄町長 様

納税義務者 住 所

フリガナ 氏名 (名称)



個人番号又は法人番号

(電話番号 — — — )

北栄町税条例附則第10条の3第8項の規定により関係書類を添えて申告します。

家屋の所在地	北栄町		
家屋番号		家屋の種類	
床面積	m <sup>2</sup>	住宅の用に供する部分の床面積	m <sup>2</sup>
建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
居住する高齢者等	住所 北栄町		
	氏名		
	該当する区分 <input type="checkbox"/> 65歳以上の方 <input type="checkbox"/> 要介護認定又は要支援認定を受けている方 <input type="checkbox"/> 障がい者の方		
改修工事の内容	<input type="checkbox"/> 通路又は出入口の拡幅 <input type="checkbox"/> 階段の勾配の緩和 <input type="checkbox"/> 浴室の改良 <input type="checkbox"/> トイレの改良 <input type="checkbox"/> 手すりの取付け <input type="checkbox"/> 床の段差の解消 <input type="checkbox"/> 出入口の戸の改良 <input type="checkbox"/> 床表面の滑り止め化		
改修工事完了年月日	平成・令和 年 月 日		
改修工事に要した費用	円 (内補助金等の額 円)		
その他の	※工事完了日から3か月以内に提出できなかった場合のみ、その理由を記入してください。		

【添付書類】

- ① 納税義務者の住民票の写し
- ② 居住者要件に応じた書類

「65歳以上の方」・・・住民票の写し

「要介護認定又は要支援認定を受けている方」・・・介護保険の被介護保険証の写し

「障がい者の方」・・・障害者手帳等の障がい者である旨を証する書類の写し

- ③ 工事の明細書 (費用の確認できる書類)・工事箇所の写真

- ④ 補助金等の内容を確認できる書類 (補助金等を受けている場合)

※上記③に代えて建築士、登録住宅性能評価機関などが発行した証明でも可

### 【減額措置の概要】

令和8年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事を施し、かつ、改修が完了した日から3か月以内に市町村に申告した住宅に限り、改修工事が完了した翌年について、当該住宅にかかる固定資産税額の3分の1を減額します。

対象の床面積は100m<sup>2</sup>まで（100m<sup>2</sup>を超える部分は減額されません。）となります。

### 【減額の要件】

- ・新築された日から10年以上を経過した住宅であること（賃家住宅は対象外）
- ・改修後の床面積が50m<sup>2</sup>以上280m<sup>2</sup>以下であること
- ・次のいずれかの方が居住していること（居住者要件）
  - ア 65歳以上の方 イ 要介護認定又は要支援認定を受けている方 ウ 障がい者の方
  - ・次のいずれかに該当する工事を行い、補助金等を除く自己負担が税込50万円以上であること
    - ア 通路又は出入口の拡幅 イ 階段の勾配の緩和 ウ 浴室の改良
    - エ トイレの改良 オ 手すりの取付け カ 床の段差の解消
    - キ 出入口の戸の改良 ク 床表面の滑り止め化

### 【その他】

- ・この制度による減額は1戸につき1度しか受けることができません。
- ・新築住宅の減額や耐震改修に係る減額制度と同時に適用することはできません。  
ただし、省エネ改修工事による減額制度との同時適用は可能です。
- ・区分所有家屋は専有部分について行われた工事が対象となります。（共用部分について行われた工事については対象なりません。）
- ・土地についての減額はありません。